

## 沖縄産業開発青年協会二等無人航空機操縦士講習申込書

沖縄産業開発青年協会殿

申込日 年 月 日

技能証明申請者番号

受講日	年 月 日 ~ 年 月 日	受付番号	
フリガナ		性別・年齢	男・女 歳
氏 名	〒 (メールアドレス)	生年月日	S・H 年 月 日
		連絡先	( ) -
住 所	〒 (メールアドレス)	顔写真 1枚 縦30mm×横24mm 写真を 貼り付けて下さい。	
勤務先 (法人申込の方)	会社名 住 所 〒 TEL		
興味のある事項	空撮 ・ 農業 ・ 測量 ・ 物流 ・ 点検 ・ その他 ( )		
申込みの	検索サイト ・ 講師からの紹介 ・ 受講生からの紹介 ・ SNS ・ その他 ( )		
講習コース	講習料金	支払い日	
二等無人航空機操縦士 (初学者) 20時間 二等無人航空機操縦士 (経験者) 6時間 限定解除 目視内 2時間 昼間 1時間 修了検定時間は含まれていません。	二等無人航空機操縦士 (初学者) 一般150,000円 会員125,000円 体験講習証明翔保持者75,000円  二等無人航空機操縦士 (経験者) 無料 限定解除 目視内 19,500円 昼間 12,250円	振込証明をご持参ください。	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限定解除コースは二等無人航空機操縦士コースの修了検定合格者のみとなります。</li> <li>・ 別紙 講習参加の注意事項を参照してください。</li> <li>・ 経験者コースは、当協会のドローン修了証保持者に限る。</li> </ul>		

\*下記個人情報については、本講習の実施目的以外に使用いたしません。

## 講習に関する規約

- 第1条 (申込の成立) 講習申込みは、受講生(以下甲という)が講習申込書を提出し、かつ沖縄産業開発青年協会ドローンスクール(以下乙という)に受講料を支払うことにより、本申込書ならびに別紙の講習内容、条件および申込要領を甲が全て承諾したことを前提として成立したものとします。
- 第2条 (受講資格) 甲に虚偽の申告がある場合、もしくは書類の不備や受講料未納等がある場合には、甲は受講途中において乙から受講の継続を拒否されても異議のないものとし、乙に受講料の返金を求めることはできないものとします。
- 第3条 (キャンセル等) 受講料をお支払い後のキャンセルについては、講習開始日の3日前以後は受講料の50%、講習開始前日は受講料の80%講習開始当日は受講料の100%を差し引いて返金いたします。なお、受講開始日の前日を1日前と数えます。返金の際の振込手数料は甲の負担とします。
- 第4条 (日程の変更等の免責) 天災地変、交通機関、講習機材の大量破損もしくは故障、流行病、その他やむを得ない事情により、休校又は講習が中止された場合、また繰り延べになった場合は乙の指示に従い異議を申し立てできません。甲が甲所有の機体を使用する場合は、墜落等の事故の責を乙は一切負わず、すべての責は甲が負担するものとします。
- 第5条 (遵守事項) 甲は乙の講師が指示する待機場所での待機、ヘルメットの着用、安全対策を確実に講じ、指示を順守します。講習中の撮影ならびに録音は禁止です。社会の公序良俗に反する行為、不正行為、他の者の迷惑になるような服装、態度、言動、行為をしてはなりません。専用屋内飛行場もしくは校外の体育館等の施設を利用する場合には、当該各施設の利用規約に従うものとします。甲が、前項に該当する行為、もしくは乙の講師の指示に従わない行為を行ったと乙が判断した場合には、甲の講習受講を中断し、強制退校に処することができるものとします。
- 第6条 (遅刻欠勤) 甲が講習開始時刻に指定された場所に集合しなかった場合には、以後の講習を受けることはできません。
- 第7条 (損害賠償) 甲は故意又は重大な過失により、乙もしくは第三者の管理する施設の器物を破損もしくは滅失した場合ならびに乙もしくは第三者を死傷させた場合は、自己の責により賠償するものとします。
- 第8条 (追加・別途料金) 所定の講習の規定時間内に検定の合格水準に達しなかった場合もしくは所定の検定回数を超えた場合には、別途定める追加実技講習料金または検定料金を甲は乙に支払うものとします。
- 第9条 (個人情報) 乙は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を順守し、業務上必要な範囲内で、適法公正な方法により個人情報を管理する。

「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱うものとします。

上記の規約事項に同意いたします。

年 月 日

住所

名前

Ⓜ

※備考